

横浜市立高田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月14日策定（令和3年3月23日改定）

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

《いじめの定義》

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止等に向けての基本理念》

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

委員会の構成員

- ・ 学校長をリーダーに、副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任、養護教諭を構成員とする。
- ・ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。（SC や SSW）

委員会の運営

- ・ 月1回以上、教務会に合わせて開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- ・ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、議会録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

委員会の活動内容

- ・ いじめの事案に対しては、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。

- ・いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

【取組の検証】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的に実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

3. いじめ未然防止、早期発見・事案対処

いじめの未然防止

- ・だれもが安心して学校生活を送れるように、全職員でいじめは絶対に許されないという認識のもと指導・支援にあたる。
- ・楽しい授業、分かる授業、子どもが主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、子どもたちの達成感、自己有用感を育てていく。
- ・豊かな心の育成のため、人権教育年間計画や道徳教育年間計画を始め、学校教育活動全体を通じて、教員の資質向上のための取組計画を具体的に盛り込む。教育課程の中に、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を取り入れ、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりを目指す。

いじめの早期発見

- ・児童及び保護者、及び教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。（スクールカウンセラー体制の整備、相談箱の設置など）
- ・定期的なアンケートやいじめ解決一斉キャンペーンを実施し、PDCA サイクルで検証を行う。
- ・ネットを通じたいじめへの対応として、年度当初に全校児童及び保護者に対して情報モラル教育を行い、ネットトラブル被害の重大さや悲惨さを児童に理解させ、その未然防止のための保護者への啓発を図る。

いじめに対する措置

- いじめが起きた場合、もしくはその疑いがあると認められた場合は、被害児童の安全を確保するとともに、対策委員会を中核に情報の収集を行い、加害児童に対して、適切かつ継続的に指導・支援するための適切な措置を講じる。
- いじめの中でも犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものに関しては、警察と連携して対応にあたる。

いじめ解消

【いじめの解消の要件】

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめ行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

教職員等への研修

• 教職員に対して、いじめ防止に関する研修の実施、資質向上に必要な措置をとる。（教職員向け手引きを活用した教職員への研修、児童支援専任の研修、人権教育推進者担当者及び道徳教育推進担当者等への専門性を高める研修を行う。）

学校運営協議会等の活用

• 保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」や「地区懇談会」等を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ、いじめの定義・児童理解研修	入学式、懇談会、朝会等で基本方針説明 地域訪問
5月		学校説明会（基本方針説明） 学校運営協議会
6月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	学・家・地連（基本方針説明）
7月	YP アセスメント実施① けんこう会議 いじめアンケート実施①	学校運営協議会 個人面談 地区懇談会
8月	区横浜こども会議 人権校内研修 教育相談	
9月	いじめ防止授業	
10月		
11月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート①・教育相談）	学校運営協議会
12月	YP アセスメント実施②	個人面談
1月	けんこう会議	
2月		学・家・地連 学校運営協議会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月4回・随時）	

4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5. いじめ防止の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6. 相談窓口

高田小学校 045-591-0700

- ・ 一般教育相談（横浜市教育相談センター）・・・045-671-3726
- ・ いじめ110番（24時間受付）・・・0120-671-388
- ・ 横浜市青少年相談センター・・・045-260-6615
- ・ 電話児童相談室・・・045-260-4152
- ・ 北部児童相談所・・・045-948-2441
- ・ こどもの人権110番・・・0120-007-110
- ・ 横浜いのちの電話（24時間受付）・・・045-335-4343

